

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2020年度 パフォーマンス向上会議情報(2020年8月5日(水)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年8月5日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【パトロールチェックシートの記入漏れについて】</p> <p>原子力保安検査官が、安全確保設備の巡視点検結果確認を行った際、当社の共通設備パトロールチェックシートの巡視結果欄1箇所、異常なしを示す「レ」点の記入が無いことを確認。原因は、パトロールを行った当直員が巡視点検終了後、パトロールチェックシート作成時、当該箇所への「レ」点の記入を失念した。また、当直副長による内容確認および当直長による承認時、異常なしの「レ」点の記入がされていないことに気が付かなかった。当該箇所を修正(追記)済み。今後、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	7月30日
2	<p>【除草した草の管理不備について】</p> <p>原子力保安検査官より「除草したと思われる草をトラックで運びこんで斜面に集積していたが、仮設集積場所の表示が確認出来ない」との気づきがあった。区画・表示・消火器の設置を実施済み。原因は、除草した草の集積場所に、仮置き表示が必要と思わなかったことと推定。今後、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	7月30日
3	<p>【管理対象区域からの校正用線源搬出時の誤った汚染検査の実施について】</p> <p>協力企業作業員が、増設雑固体廃棄物焼却設備の放射線モニタ試験で使用した校正用線源(密封線源)を搬出するため、入退域管理棟汚染検査所にて「携行品モニタによる検査」を実施したところ、汚染検出の発報があった。自発γ線を放出する校正用線源の汚染検査は、スマヤ測定にて実施すべきところ誤って携行品モニタにて測定してしまったもの。なお、当該線源についてスマヤ測定による汚染検査を実施し、汚染が無いことを確認したため搬出を実施。協力企業に、搬出方法(ルール)の再教育・再周知を実施済み。今後、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	7月31日